

西鎌倉地区社会福祉協議会 地域活動支援助成金交付団体募集要項

2024/06/01

① 目的

西鎌倉地域で活動する市民活動団体の円滑な運営と事業の推進を図るため、その団体の事業資金の一部を支援します。

② 助成対象

西鎌倉地域で、まちづくり・福祉・文化・子育て・国際交流などさまざまな分野で活動する、あるいは活動を始めようとする団体に助成します。

ただし、政治・宗教・営利等を目的とする活動および反社会的勢力の活動は除きます。

③ 募集期間

2024年6月1日(土)～2024年6月30日(日)

④ 助成対象の事業の期間

2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

⑤ 助成金額

1口5,000円 ただし、5口25,000円まで

⑥ 申請手続き

所定の申請用紙に必要事項を記入し、前年度の事業報告・収支決算書ならびに当該年度の事業計画・収支予算書を添付の上、提出してください。申請内容により必要とする事項の添付書類を求められることがあります。提出は郵送でも直接窓口への提出でも構いません。

※申請書 西鎌倉地区社会福祉協議会ホームページ(下記参照)からダウンロードできます。

腰越行政センター窓口でも受け取ることができます。

※提出先 〒248-0033 鎌倉市腰越 864 腰越行政センター内

西鎌倉地区社会福祉協議会 地域活動支援助成金担当(土・日は休み)

⑦ 助成の決定・助成金の交付

申請書受理後提出書類を審査し、助成を適当と認めるときは助成金額を決定し(または助成を不適当と認めるときは申請を却下し)、2024年7月22日(月)までに『助成決定・却下通知書』で通知し、助成金は指定口座に振り込みます。なお、決定・却下に至る理由についてはお答えできません。ご了承ください。

⑧ 助成金の適正使用

交付決定を受けた団体は、会長の指示事項を守り、助成金を適正に使用してください。

交付した助成金を不正に使用したと認められたときは返還を求められます。

⑨ 活動報告

助成金を受けた団体は、事業終了後活動の成果と会計報告をまとめ、報告書を提出してください。

※報告書提出期限・提出先 2025年4月15日(火) 腰越行政センター窓口

⑩ この要項に定めのない事項については、会長が別途定めることとします。

⑪ 問合せ先-

西鎌倉地区社会福祉協議会ホームページ

<https://www.nishikama-syakyo.com/>

西鎌倉地区社会福祉協議会アドレス

NK.syakyo@gmail.com

地域活動支援助成金担当 千代(チシロ)

0467-39-1525

助成金募集要項

専用 QR コード

